岩手Ｕ・Ｉターンクラブ会則

（名称）

**第１条**　本会は、岩手Ｕ・Ｉターンクラブと称する。

（事務局）

**第２条**　本会の事務局を岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室及びいわてＵ・Ｉターンサポートデスク（ジョブカフェいわて内）に置く。

（目的）

**第３条**　本会の目的は、次のとおりとする。

（１）全国の大学等と岩手県の連携強化による岩手県へのＵ・Ｉターン就職の促進

（２）岩手県内の企業の人材確保を支援することによる地域経済の活性化

（岩手県が提供するサービス）

**第４条**　岩手県が大学等に提供するサービスは次のとおりとする。

（１）岩手県の就職情報の提供

（２）就職に関するイベントの開催支援

（３）岩手県からの出前講座等の開催

（４）観光情報等の提供

（５）産学連携や市町村連携のサポート

（６）その他（Ｕ・Ｉターン就職等の促進に関すること）

（大学等の協力事項）

**第５条**　大学等が岩手県に協力する事項は次のとおりとする。

（１）学生に対する岩手県の就職情報の提供

（２）Ｕ・Ｉターンに関する情報交換・調査

（３）岩手県のＵ・Ｉターン支援システム（「岩手県Ｕ・Ｉターンシステム」「シゴトバクラシバいわて」）等への学生の登録促進

（４）インターンシップの支援

（５）岩手県の情報掲示スペース等の確保

（６）その他（Ｕ・Ｉターン就職等の促進に関すること）

（入会及び退会）

**第６条**　本会に入会しようとする者は、届出書を事務局に提出するものとする。

２　本会を退会しようとする者は、その旨を事務局に書面で届け出なければならない。

（その他）

**第７条**　この会則に定めのない事項は、事務局において協議の上定める。

**附　則**

１本会則は、平成30年１月10日から施行する。